沼津市

おくやみハンドブック

ご遺族のための手続きガイド

このたびは、謹んでおくやみ申し上げます。

このおくやみハンドブックは、亡くなられた後、
ご遺族の方が、市に申請・届出していただく手続きのうち
主なものを掲載しています。

今後のお手続きに、少しでもお役に立てることを願っております。

利用方法

おくやみコーナー

所在地・法定相続・委任状

チェックリスト

各種手続き

目　次

1. 該当する方が特に多い手続き ····· P.1

2.「おくやみコーナー」のご案内 ····· P.2

3. 市民窓口事務所の所在地など ····· P.3

4. 法定相続人の順位 ····· P.4

5. 委任状 ····· P.5

6. よくある質問 ····· P.7

7. 死亡届後の各種手続きチェックリスト ····· P.8 ～ 11

各種手続き

8. 住民登録に関する手続き ····· P.12 ～ 14

9. 保険に関する手続き ····· P.15 ～ 18

10. 年金に関する手続き ····· P.19 ～ 20

11. 税金に関する手続き ····· P.21 ～ 24

12. 介護保険に関する手続き ····· P.25 ～ 28

13. 障がいに関する手続き ····· P.29 ～ 35

14. 子どもに関する手続き ····· P.36 ～ 38

15. 上下水道の手続き ····· P.39

16. その他の手続き ····· P.40 ～ 45

17. 国・県等への手続き ····· P.46

18. 官公庁以外の手続き ····· P.47

1. 該当する方が特に多い手続き

該当する方が特に多い死亡届後の手続き

亡くなられた方について		手　続　内　容 （※必要なもの）	届出場所			参照ページ
			市役所の担当課	おくやみコーナー	市民窓口事務所	
1	国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入していた	保険証の返却・葬祭費の申請 （※必要なもの） ・保険証または資格確認書等・葬祭執行の証明書類 （会葬礼状または葬祭領収書） ・喪主の預金通帳	国民健康保険課	○	○	P.15 〜 P.18
2	介護保険被保険者証を持っていた	介護保険被保険者証の返却など	介護保険課	○	○	P.25
3	障害者手帳等をもっていた	障害者手帳の返却など	障がい福祉課	○	―	P.29
4	上下水道の名義人だった	名義人の変更など	水道サービス課	○	―	P.39
5	原動機付自転車（沼津市ナンバー）を持っていた	名義人の変更・廃車など	市民税課	―	○	P.23
6	市県民税が課税されていた	相続人代表の届出など	市民税課	―	―	P.22
7	固定資産税が課税されていた	名寄帳（故人所有の土地家屋の確認）	資産税課	―	―	P.24
		相続人代表の届出など		―	―	

公的年金を受給中だった場合は、年金事務所でご確認ください。

亡くなられた方が加入していた年金の状況により手続きが異なりますので、年金事務所の「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。
「ねんきんダイヤル」☎ 0570-05-1165（ナビダイヤル）

MEMO

2.「おくやみコーナー」のご案内

「おくやみコーナー」では、P. 8 ～ P.11 の「7. 死亡届後の各種手続きチェックリスト」の「届出場所」のうち、おくやみコーナーに〇印のある手続きをお手伝いさせていただきます。ご希望の方はご予約ください。

なお、ご予約をお受けできるのは、住民票での死亡が確認できてからとなります。

（沼津市に死亡届出をした場合、２営業日以降）

※「おくやみコーナー」をご利用いただいても、保険料の精算・還付金・相続人の代表者の届などは、担当課での手続きとなります。

Step 1　予約を取る（電話またはメール）

電　話：０５５－９３４－２５０３（受付：平日 8：30 ～ 17：00）

メール：okuyami@city.numazu.lg.jp

ご利用可能日は、予約をとる日の５営業日以降で、１日４枠です。（①～④）

①午前９時～　②午前 10 時 30 分～　③午後２時～　④午後３時 30 分～

（例）

4/1（月）	4/2（火）	4/3（水）	4/4（木）	4/5（金）	4/6（土）	4/7（日）	4/8（月）
予約をとる日	１営業日	２営業日	３営業日	４営業日	休　日	休　日	５営業日以降（予約可）

ご予約の際にお聞きすること（メールでご予約の際は下記をご記入ください。）

・亡くなられた方の情報：住所・氏名・生年月日・死亡年月日・本籍地

・手続きされる方の情報：住所・氏名・生年月日・連絡先・本籍地・亡くなられた方との関係

※（手続きされる方が相続人でない場合は相続人からの委任状が必要となります。）

Step 2　持ち物等を用意する

主なものを記載します。該当するものをお持ちください。

来庁される方の	□ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
	亡くなられた方が、市役所発行の健康保険被保険者だった場合 □ 会葬礼状または葬儀の領収書　□ 預貯金通帳（喪主の名義）
	□ 戸籍謄本等（沼津市に本籍がない場合に、相続人を確認するため）
	□ 委任状（相続人以外が来庁する場合のみ）
亡くなられた方の	□ 介護保険被保険者証など
	□ 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証など
	□ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など

Step 3　予約日当日

１階「おくやみコーナー」へお越しください。

市民課内（1 階　総合案内の南側です。）

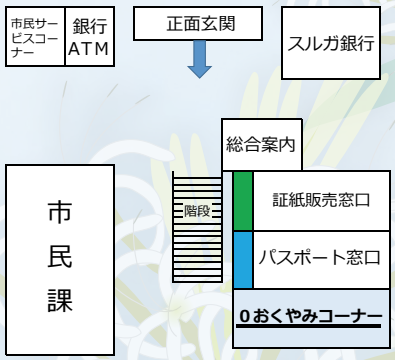

3. 市民窓口事務所の所在地など

市民窓口事務所では、P. 8 ～ P.11 の「7. 死亡届後の各種手続きチェックリスト」で市民窓口事務所に○印のある手続きと、住民票や戸籍謄本などの発行を受け付けています。
沼津市内に 11 か所の市民窓口事務所がありますので、ご都合の良い場所を選んでください。

①浮島市民窓口事務所 ☎055-966-2009

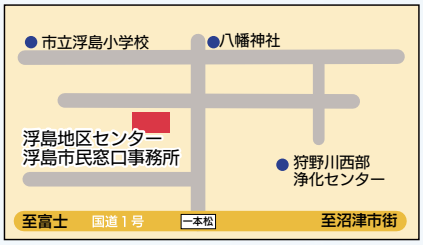

②原市民窓口事務所 ☎055-966-1001

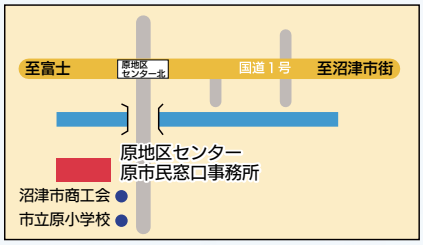

③愛鷹市民窓口事務所 ☎055-966-2490

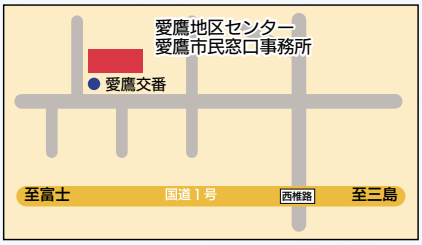

④片浜市民窓口事務所 ☎055-962-2083

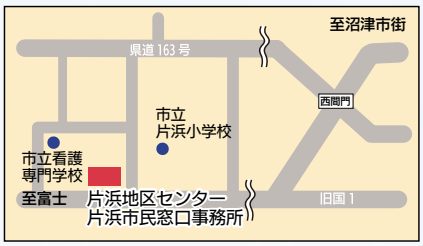

⑤金岡市民窓口事務所 ☎055-921-2084

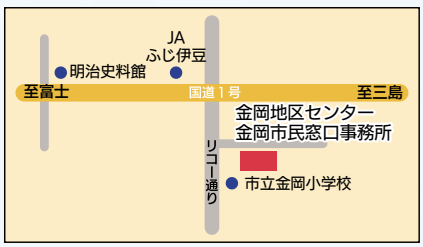

⑥大岡市民窓口事務所 ☎055-921-2085

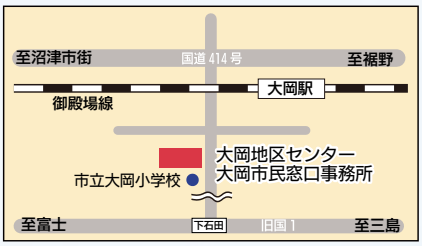

⑦大平市民窓口事務所 ☎055-934-3290

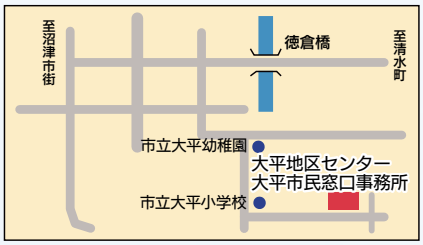

⑧静浦市民窓口事務所 ☎055-931-3004

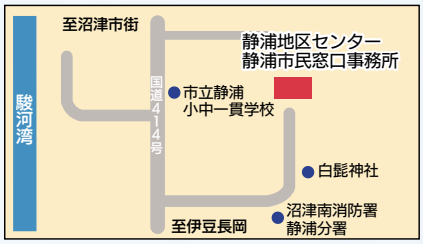

⑨内浦市民窓口事務所 ☎055-943-2044

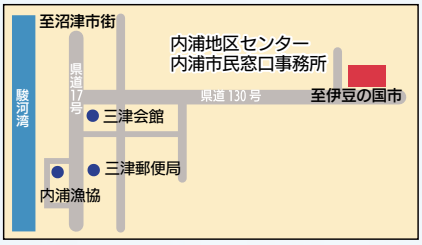

⑩西浦市民窓口事務所 ☎055-942-2002

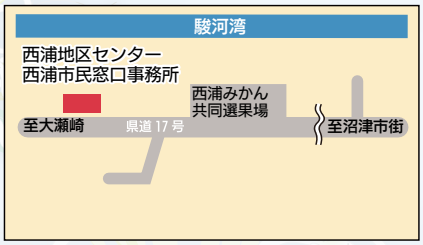

⑪戸田市民窓口事務所 ☎0558-94-3111

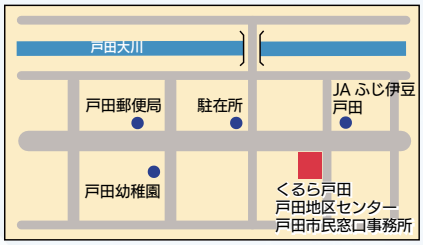

4. 法定相続人の順位

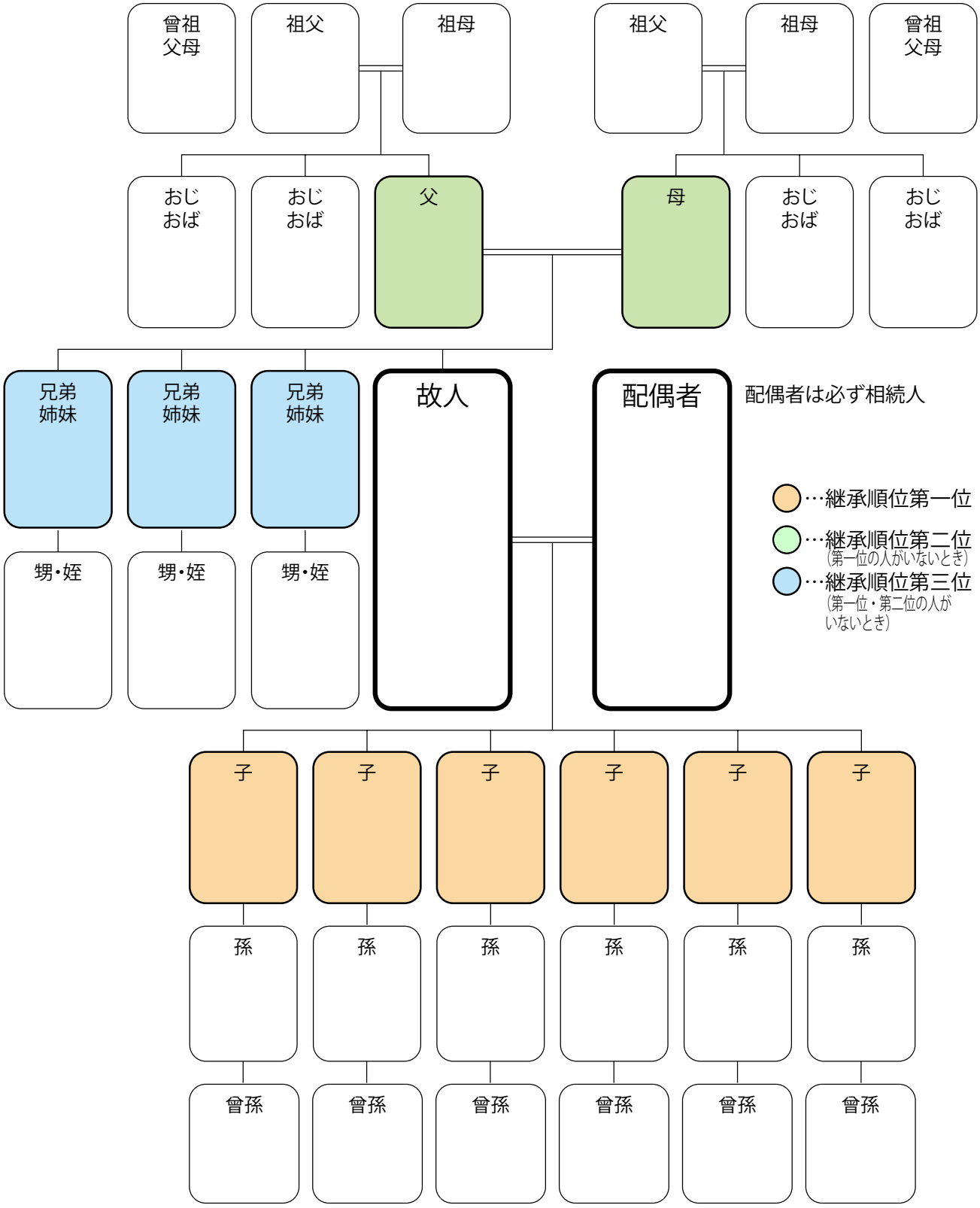

被相続人と相続人の関係を「法定相続人情報一覧図」として、法務局が証明する法定相続情報証明制度があります。詳しくは法務局の HP をご覧ください。

委 任 状

※委任者本人が、全ての事項を記入してください。(代理人の住所・氏名・生年月日も)

代理人

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(方書・部屋番) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項] ※どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(例)〇山〇子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること
(例)〇山〇子の死亡届出後のおくやみコーナーでの手続き一切を委任する

令和　　年　　月　　日　　※日付を必ず記載してください。

委任者

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(方書・部屋番) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿

(あて先)沼津市長

MEMO

6. よくある質問

Q1 死亡届を提出したかどうかの確認したいのですが？

A1 死亡届の提出により、火葬許可証が発行されます。許可証が発行されている場合は、死亡届は届出済みです。

Q2 死亡届を役所に出しましたが、住民票を削除する手続きは必要ですか？

A2 死亡届を提出した市役所等から、本籍地・住所地に通知され、戸籍は除籍に、住民票は除票になります。ご遺族の方が本籍地や住所地に手続する必要はありません。

Q3 死亡が記載された戸籍は、いつから取得できますか？

A3 本籍地に死亡届を提出された場合は、1週間程度で死亡が記載された戸籍が取得できます。
本籍地以外の場所で死亡届を提出された場合は、本籍のある市町村へ問い合わせをお願いします。
（土日・祝日・GW・年末年始等を挟む場合はこの限りではありません。）

Q4 故人の生まれた時から死亡するまでの戸籍を取得する方法は？

A4 市民課証明係等にご相談ください。
参考：おくやみハンドブック P42

Q5 相続人の代表届とは何ですか？

A5 相続人を代表して、市役所への手続きや通知等を受け取る方を届けていただく手続きです。
参考：おくやみハンドブック P22．P24．P27．P28．P32．P33

Q6 おくやみコーナーとは何ですか？

A6 亡くなられた方に関する市役所での手続きを支援するコーナーです。
国民健康保険証または、後期高齢者医療保険証の返却及び葬祭費の請求、介護保険証の返却・障害者手帳の返却などの手続きが1ケ所でできます。
ご利用には、予約が必要です。
参考：おくやみハンドブックＰ１．Ｐ２
また、国民健康保険証または、後期高齢者医療保険証の返却及び葬祭費の請求、介護保険証の返却は、市民窓口事務所でもお手続きできます。

7. 死亡届後の各種手続きチェックリスト

死亡届後の、市役所への手続きのうち主なものは以下の通りです。
亡くなられた方が該当するものにチェックをして、手続きしてください。
※担当課名は、令和７年３月１日現在のものです。

区分	亡くなられた方について	手続き名	☑	参照ページ	届出場所		
					担当課	おくやみコーナー	市民窓口事務所
住民登録	世帯主を変更したい（必要な方のみ）	世帯主変更届	□	P.12	市民課	案内	○
	印鑑登録をしていた	印鑑登録証（カード）の返却	□	P.12	市民課	○	○
	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	カードの返却	□	P.13	市民課	○	○
	特別永住者証明書を持っていた	特別永住者証明書の返却	□	P.13	市民課	―	―
	在留カードを持っていた	在留カードの返却	□	P.14	出入国在留管理局	―	―
	亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍である	出入国在留管理局への届出	□	P.14	出入国在留管理局	―	―
保険	国民健康保険に加入していた	被保険者証または資格確認書等の返却	□	P.15	国民健康保険課	○	○
		葬祭費の申請	□	P.15	国民健康保険課	○	○
		高額療養費の申請	□	P.15	国民健康保険課	―	―
		保険料の精算	□	P.16	国民健康保険課	―	―
	後期高齢者医療保険に加入していた	被保険者証または資格確認書等の返却	□	P.16	国民健康保険課	○	○
		葬祭費の申請	□	P.17	国民健康保険課	○	○
		送付先変更申請書の提出	□	P.17	国民健康保険課	○	―
		高額療養費の申請	□	P.18	国民健康保険課	―	―
		保険料の精算	□	P.18	国民健康保険課	―	―
年金	国民年金に加入、または受給していた	必要な手続きの確認	□	P.19	市民課	案内	―
	厚生年金に加入、または受給していた	必要な手続きの確認	□	P.19	年金事務所	―	―
	共済年金に加入、または受給していた	必要な手続きの確認	□	P.20	各共済組合	―	―

区分	亡くなられた方について	手続き名	☑	参照ページ	届出場所		
					担当課	おくやみコーナー	市民窓口事務所
年金	農業者年金に加入、または受給していた	農業者年金死亡関係届出書の提出	□	P.20	農業委員会事務局	―	―
税金	市税の納付が済んでいない	納付に係る手続き	□	P.21	納税管理課	―	―
		（手続きは不要です）口座振替停止	□	P.21	納税管理課	―	―
	市民税が課税されていた	相続人の代表者の届出書兼固定資産現所有者申告書の提出	□	P.22	市民税課	―	―
	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	廃車の手続き	□	P.23	市民税課	―	○
		名義変更の手続き	□	P.23	市民税課	―	○
	固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）	相続人の代表者の届出書兼固定資産現所有者申告書の提出	□	P.24	資産税課	―	―
	固定資産を持っていた（未登記家屋を所有している）	未登記家屋の名義変更	□	P.24	資産税課	―	―
介護保険	65歳以上または要介護・要支援認定を受けていた	介護保険被保険者証の返却	□	P.25	介護保険課	○	○
		介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の返却	□	P.25	介護保険課	○	○
		送付先変更の手続き	□	P.26	介護保険課	○	―
		介護保険料変更・決定通知書の内容確認（支払いがある場合は期限までに納付）	□	P.26	介護保険課	―	―
		介護保険料の過誤納金還付の手続き	□	P.27	介護保険課	―	―
		介護保険料の納付義務承継	□	P.27	介護保険課	―	―
	高額介護サービス費等の支給に該当していた	高額介護サービス費等の手続き	□	P.28	介護保険課	―	―
	要介護・要支援認定申請中であった	要介護・要支援認定申請の取り下げ	□	P.28	介護保険課	○	―

7. 死亡届後の各種手続きチェックリスト

区分	亡くなられた方について	手続き名	☑	参照ページ	届出場所		
					担当課	おくやみコーナー	市民窓口事務所
障がい	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	手帳の返却	□	P.29	障がい福祉課	○	―
	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院）の返却	□	P.29	障がい福祉課	○	―
	心身障害者扶養共済制度を利用していた	【加入者が亡くなられた場合】年金給付請求書の提出	□	P.30	障がい福祉課	○	―
		【心身障害者が亡くなられた場合】心身障害者死亡届、弔慰金給付請求書の提出	□	P.30	障がい福祉課	○	―
		【年金受給者が亡くなられた場合】年金受給者死亡届の提出	□	P.31	障がい福祉課	○	―
	特別児童扶養手当を受給していた	【保護者が亡くなられた場合】受給者死亡届の提出（別の保護者が新たに支給を受けるためには、支給認定の手続き）	□	P.31	障がい福祉課	○	―
		【児童が亡くなられた場合】資格喪失届または額改定届の提出	□	P.32	障がい福祉課	○	―
	障害児福祉手当を受給していた	資格喪失届の提出	□	P.32	障がい福祉課	○	―
	特別障害者手当を受給していた	資格喪失届の提出	□	P.33	障がい福祉課	○	―
	重度障害者（児）医療費助成を受けていた	受給者証の返却	□	P.33	障がい福祉課	○	―
	精神障害者医療費助成を受けていた	未支給助成金の振込口座の指定	□	P.34	障がい福祉課	○	―
	重度障害者タクシー利用券を使っていた	タクシー券の返却	□	P.34	障がい福祉課	○	―
	ストーマ装具・紙おむつの給付を受けていた	未使用の給付券の返却	□	P.35	障がい福祉課	○	―
	有料道路料金の障がい者割引を登録していた	ＥＴＣ利用登録の削除	□	P.35	障がい福祉課	―	―
	各種障がい福祉サービスを利用していた	各種サービス受給者証等の返却	□	P.35	障がい福祉課	―	―

区分	亡くなられた方について	手続き名	☑	参照ページ	届出場所		
					担当課	おくやみコーナー	市民窓口事務所
子ども	児童手当を受給していた	・未支払児童手当の請求 ・新規認定の請求	□	P.36	こども未来創造課	案内	―
	児童扶養手当を受給していた	受給者死亡届等提出	□	P.37	こども未来創造課	案内	―
	こども医療費助成を受けていた	・こども医療費受給者証の返却 ・こども医療費受給者証の記載事項変更	□	P.38	こども未来創造課	案内	―
	ひとり親家庭等医療費助成を受けていた	・未支払医療費の請求 ・資格喪失届	□	P.38	こども未来創造課	案内	―
上下水道	上下水道を使用していた	名義変更または閉栓手続き	□	P.39	水道サービス課	○	―
	上下水道料金の支払いをしていた	支払者の変更手続き	□	P.39	水道サービス課	案内	―
	土地の所有者であった（水道）	給水装置所有者の変更手続き	□	P.39	水道サービス課	○	―
その他	浄化槽を使用していた	休止届、廃止届、浄化槽管理者変更報告書の提出	□	P.40	クリーンセンター管理課	―	―
	家財整理をしたい	清掃プラント（クリーンセンター）へのごみの搬入	□	P.40	クリーンセンター管理課	―	―
	市営墓地の使用者であった	市営墓地使用者の承継手続き	□	P.41	市民課	案内	―
	相続について相談をしたい	司法書士・弁護士等による無料相談	□	P.41	生活安心課	―	―
	相続人の調査・確定をしたい	亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍の請求	□	P.42	市民課	―	―
	道路を占用していた	占用許可の廃止または変更手続き	□	P.42	道路管理課	―	―
	河川用地または水路用地を占用していた	占用許可の廃止または変更手続き	□	P.43	河川課	―	―
	農地を所有していた	農地の相続手続き	□	P.43	農業委員会事務局	案内	―
	森林を所有していた	森林の相続手続き	□	P.44	農林農地課	案内	―
	漁港施設を占用していた	占用許可の廃止または変更手続き	□	P.44	水産海浜課		
	市営住宅に入居していた	同居者異動報告、入居承継又は退去の手続き	□	P.45	住宅政策課	案内	―

8. 住民登録に関する手続き

世帯主を変更したい（必要な方のみ）

手続き 世帯主変更届

手続き詳細

亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に他の世帯員がいる場合、自動的に新しい世帯主に変更します。他の世帯員が複数いる場合で、特に世帯主に指定したい方がいる場合は届出をしてください。

期　限

なし

手続き可能な人

亡くなられた方と同世帯の方
※別世帯の方が代理で手続きする場合は委任状が必要です。

必要なもの

- □ 来庁する方の本人確認書類
- □ 同じ世帯に国民健康保険に加入されている方がいる場合はその方の国民健康保険被保険者証・資格確認書・資格情報のお知らせ

問い合わせ先

市民課　受付係
☎ 055-934-4721

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却

手続き詳細

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。
同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却してください。

期　限

なし

手続き可能な人

ご親族等

必要なもの

- □ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）

問い合わせ先

市民課　受付係
☎ 055-934-4721

マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き　カードの返却

手続き詳細

亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードを返却してください。

※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。

期　限

なし

手続き可能な人

ご親族等

必要なもの

□ 亡くなられた方のマイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード

□ 来庁される方の本人確認書類

問い合わせ先

市民課　受付係
☎ 055-934-4721

特別永住者証明書を持っていた

手続き　特別永住者証明書の返却

手続き詳細

亡くなられた方が特別永住者証明書をお持ちだった場合、返却してください。

期　限

14 日以内

手続き可能な人

ご親族等

必要なもの

□ 亡くなられた方の特別永住者証明書

□ 来庁される方の本人確認書類

問い合わせ先

市民課　受付係
☎ 055-934-4721

8. 住民登録に関する手続き

在留カードを持っていた

手続き 在留カードの返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が在留カードをお持ちだった場合、出入国在留管理局へ返却してください。	14日以内
	手続き可能な人
	出入国在留管理局へお問い合わせください。
必要なもの	**問い合わせ先**
出入国在留管理局へお問い合わせください。	名古屋出入国在留管理局 静岡出張所 ☎ 054-653-5571

亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍である

手続き 出入国在留管理局への届出

手続き詳細	期　限
在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「家族滞在」または「特定活動」の方は、出入国在留管理局への届出が必要な場合があります。詳しくは出入国在留管理局へお問い合わせください。 ※届出をしないと在留資格が取り消される場合があります。	14日以内
	手続き可能な人
	出入国在留管理局へお問い合わせください。
必要なもの	**問い合わせ先**
出入国在留管理局へお問い合わせください。	名古屋出入国在留管理局 静岡出張所 ☎ 054-653-5571

9. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 被保険者証または資格確認書等の返却

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険証または資格確認書等を回収しています。 ※市役所本庁または各市民窓口事務所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の国民健康保険被保険証または資格確認書 □ 亡くなられた方の限度額適用認定証（お持ちの方） □ 亡くなられた方の特定疾病療養受療証（お持ちの方）	国民健康保険課 給付係 ☎ 055-934-4725

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合から支給を受けられる場合があります。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
□ 葬祭執行者（喪主）の通帳 □ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	国民健康保険課 給付係 ☎ 055-934-4725

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に相続人の代表者の届出書を提出することで申請ができます。	診療月の翌月1日から2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 預金通帳等（相続人のもの） □ 亡くなられた方の高額療養費支給（請求）申請書	国民健康保険課 給付係 ☎ 055-934-4725

9. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き④ 保険料の精算

手続き詳細	期　限
保険料は亡くなられた前月分までかかります（亡くなられた日が月の末日の場合はその月の分もかかります）。後日、保険料の精算を行い、国民健康保険料決定通知書をお送りします。還付になる場合は、別途還付に係る書類をお送りします。	還付の場合は通知日から2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	国民健康保険課 賦課係 ☎ 055-934-4726

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 被保険者証または資格確認書等の返却

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険証または資格確認書等を回収しています。 ※市役所本庁または各市民窓口事務所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書 □ 亡くなられた方の限度額適用認定証（お持ちの方） □ 亡くなられた方の特定疾病療養受療証（お持ちの方）	国民健康保険課 高齢者医療係 ☎ 055-934-4728

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費（50,000円）が支給されます。

※後期高齢者医療保険の資格取得日から3か月以内にお亡くなりになった場合には、前に加入していた保険者から葬祭費の支給を受けられる場合があります。

期　限

葬祭を行った日の翌日から2年間

手続き可能な人

葬祭執行者（喪主）

必要なもの

□ 葬祭執行者（喪主）の通帳

□ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）

問い合わせ先

国民健康保険課
高齢者医療係
☎ 055-934-4728

手続き③ 送付先変更申請書の提出

手続き詳細

後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に各種案内を送付する場合があります。独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同申請書をご提出ください。

なお、すでに送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。

※郵送手続可。お電話でご連絡いただければ送付先変更申請書をお送りします。

期　限

約2週間以内

手続き可能な人

ご遺族の方

必要なもの

□ 申請者の顔写真付き身分証明書

問い合わせ先

国民健康保険課
高齢者医療係
☎ 055-934-4728

MEMO

9. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き④ 高額療養費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に相続人の代表者の届出書等を提出することで申請ができます。該当する方には後日届出書等をお送りします。	診療月の翌月1日から 2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 必要な書類は郵送にてお知らせします	国民健康保険課 高齢者医療係 ☎ 055-934-4728

手続き⑤ 保険料の精算

手続き詳細	期　限
保険料は亡くなられた前月分までかかります（亡くなられた日が月の末日の場合はその月の分もかかります）。後日、保険料の精算を行い、後期高齢者医療保険料額変更決定通知書をお送りします。還付になる場合は、別途還付に係る書類をお送りします。	還付の場合は通知日から 2 年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	国民健康保険課 高齢者医療係 ☎ 055-934-4728

MEMO

10. 年金に関する手続き

国民年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。 ※内容によって、日本年金機構沼津年金事務所での手続きをご案内する場合があります。	ー **手続き可能な人** ー
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	市民課 国民年金係 ☎ 055-934-4724

厚生年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤル等へお問い合わせください。	ー **手続き可能な人** ー
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 沼津年金事務所 ☎ 055-921-2201

10. 年金に関する手続き

共済年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、加入していた共済組合にお問い合わせください。	ー
	手続き可能な人
	ー
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金に加入、または受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期　限
農業者年金に加入、または受給していた方が亡くなられたとき、遺族の方は住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	ー
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 農業者年金証書 □ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍謄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 055-934-4757

MEMO

11. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	納付書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 納付書	納税管理課　納税推進係 ☎ 055-934-4731

手続き② （手続きは不要です）口座振替停止

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、停止をさせていただきます。納付が済んでいない場合は、納付書を後日郵送させていただきます。	ー
	手続き可能な人
	ー
必要なもの	問い合わせ先
なし	納税管理課　管理係 ☎ 055-934-4730

MEMO

市民税が課税されていた

手続き　相続人の代表者の届出書兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細

亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。

相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人の代表者の届出書兼固定資産現所有者申告書」に必要事項を記入し、ご提出ください。

※住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が承継されます。

※相当の期間内に「相続人の代表者の届出書兼固定資産現所有者申告書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。亡くなられた方の最後の住所地を管轄する家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。

期　限

すみやかに

※郵送で相続人の代表者の届出書兼固定資産現所有者申告書が届いた方は約2週間以内

手続き可能な人

相続人代表者となる方

必要なもの

□ **相続人代表者となる方の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）**

※以下の場合、関係性が確認できる書類が併せて必要となります。

別世帯の法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等

法定相続人以外の場合：遺言書の写し等

問い合わせ先

市民税課　市民税係

☎ 055-934-4735

MEMO

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両を廃棄又は譲渡する場合は廃車の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
□ ナンバープレート □ 標識交付証明書 □ 届出者の本人確認書類（運転免許証等） ※亡くなられた方の住所・氏名・生年月日・電話番号を申請書に書いていただく必要があります。	どなたでも可
	問い合わせ先
	市民税課　法人・諸税係 ☎ 055-934-4734

手続き② 名義変更の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両を沼津市内の方が譲り受ける場合、名義変更の手続きをしてください。 ※沼津市外で使用する場合は、使用する自治体へお問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 標識交付証明書 □ 届出者の本人確認書類（運転免許証等） ※亡くなられた方の住所・氏名・生年月日・電話番号を申請書に書いていただく必要があります。	どなたでも可
	問い合わせ先
	市民税課　法人・諸税係 ☎ 055-934-4734

11. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 相続人の代表者の届出書兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細

固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その相続人が固定資産にかかる現所有者等として納税義務を負うため、相続人の中から代表者を選定する申告等が必要となります。

※所有権移転登記が済んでいる方は、資産税課への申告等は不要です。

※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きが必要です。

期　限

相続を知った日から3カ月以内

※郵送で相続人の代表者の届出書兼固定資産現所有者申告書が届いた方はその期日まで

手続き可能な人

現所有者（相続人代表者）となる方

必要なもの

【法定相続人の方が相続される場合】

原則不要

【法定相続人以外の方が相続される場合】

遺言書の写し等

問い合わせ先

資産税課 土地係

☎ 055-934-4737

家屋係

☎ 055-934-4738

固定資産を持っていた（未登記家屋を所有している）

手続き 未登記家屋の名義変更

手続き詳細

未登記家屋の名義変更は、市役所への届け出が必要です。

期　限

できるだけすみやかに

手続き可能な人

相続人

必要なもの

□ 家屋課税補充台帳登録事項申請書（未登記家屋）

□ 遺産分割協議書（写し）または新所有者の印鑑証明書

□ 新所有者の実印

問い合わせ先

資産税課 家屋係

☎ 055-934-4738

12．介護保険に関する手続き

65歳以上または要介護・要支援認定を受けていた

手続き① 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期　限
介護保険被保険者証をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の被保険者証を返却してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご家族、または使者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の介護保険被保険者証	介護保険課　保険料係 ☎ 055-934-4836

手続き② 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期　限
介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の負担割合証、負担限度額認定証を返却してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご家族、または使者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証	介護保険課　給付係 ☎ 055-934-4874

12．介護保険に関する手続き

65歳以上または要介護・要支援認定を受けていた

手続き③ 送付先変更の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた後、保険料の還付等に関するお手紙などを送付する場合があります。 送付した郵便物が返戻になるおそれがある場合には、ご連絡をお願いします。 なお、すでに送付先変更届出書を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めてご連絡いただく必要はございません。	すみやかに **手続き可能な人** ご家族
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	介護保険課　保険料係 ☎ 055-934-4836

手続き④ 介護保険料変更・決定通知書の内容確認（支払いがある場合は期限までに納付）

手続き詳細	期　限
介護保険第1号被保険者の方（65歳以上）が亡くなられた場合は、後日「介護保険料変更・決定通知書」を亡くなられた方の住民登録地（送付先登録がある場合は、ご指定の送付先住所）へ送付いたします。 また、保険料の支払いがある場合は、納付書を同封いたしますので期限までに納付をお願いします。 なお、保険料の過誤納金還付については、次の「手続き⑤介護保険料の過誤納金還付の手続き」をご覧ください。	ー **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	介護保険課　保険料係 ☎ 055-934-4836

手続き⑤ 介護保険料の過誤納金還付の手続き

手続き詳細

亡くなられた納付義務者の保険料の精算の結果などで過誤納金が発生した場合、「介護保険料過誤納金還付通知書」及び「相続人代表者の届出書兼口座振込申出書」を亡くなられた方の住民登録地（送付先登録がある場合は、ご指定の送付先住所）へ送付いたします。

なお、送付には3～5ヵ月ほどかかります。

期　限

通知日から2年以内

手続き可能な人

相続人、またはその任意代理人

必要なもの

- □ 相続人代表者の届出書兼口座振込申出書（送付されたもの）
- □ 振込用の金融機関の預金通帳
- □ 任意代理人の場合は委任状

問い合わせ先

介護保険課　保険料係

☎ 055-934-4836

手続き⑥ 介護保険料の納付義務承継

手続き詳細

亡くなられた納付義務者に保険料の未納がある場合、相続人が納付義務の承継者となります。納付方法などについて相談ができます。

期　限

すみやかに

手続き可能な人

相続人

必要なもの

- □ 亡くなられた被保険者の相続人の本人確認書類

問い合わせ先

介護保険課　保険料係

☎ 055-934-4836

12．介護保険に関する手続き

高額介護サービス費等の支給に該当していた

手続き　高額介護サービス費等の手続き

手続き詳細

高額介護サービス費等の支給を受けられていた場合は、振込先口座を相続人の口座に変更する必要があります。

亡くなられたことが判明した時点で、「相続人代表者に関する届」を亡くなられた方の住民登録地（送付先登録がある場合は、ご指定の送付先住所）へ送付いたします。

期　限

介護保険サービス提供月の翌月の1日から2年間

手続き可能な人

相続人

必要なもの

□ 相続人代表者に関する届（送付されたもの）
□ 介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書（未提出の方のみ）

問い合わせ先

介護保険課　給付係
☎ 055-934-4874

要介護・要支援認定申請中であった

手続き　要介護・要支援認定申請の取り下げ

手続き詳細

亡くなられた方が要介護・要支援認定を申請中であった場合は、申請の取り下げが必要となります。ただし、認定調査済み、かつ、介護保険のサービスを暫定措置として利用していた方は、審査の続行が可能な場合がありますのでご相談ください。

期　限

すみやかに

手続き可能な人

申請者または申請書提出代行者

必要なもの

□ 介護保険要介護認定申請取り下げ届出書

問い合わせ先

介護保険課　審査係
☎ 055-934-4837

13. 障がいに関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障がい福祉課　給付係 ☎ 055-934-4829

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院）の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院）	障がい福祉課　給付係 ☎ 055-934-4829

MEMO

13. 障がいに関する手続き

心身障害者扶養共済制度を利用していた

【加入者が亡くなられた場合】

手続き 年金給付請求書の提出

手続き詳細	期　限
加入者が亡くなられた場合、障がいのある方へ年金の支給が開始されます。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 年金給付請求書 □ 亡くなられた方の死亡診断書又は死体検案書（コピー可） □ 亡くなられた方の消除された住民票の写し（原本） □ 年金を受給する方の住民票の写し（原本） □ 年金管理者（設定してる場合）の住民票の写し（原本） □ 加入証書・口数追加証書（紛失の場合は紛失届） □ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	障がい福祉課　給付係 ☎ 055-934-4829

【心身障害者が亡くなられた場合】

手続き 心身障害者死亡届、弔慰金給付請求書の提出

手続き詳細	期　限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて、加入者に弔慰金が支給されます。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 弔慰金給付請求書 □ 心身障害者死亡届 □ 加入者の住民票の写し（原本） □ 心身障害者の消除された住民票の写し（原本） □ 加入証書・口数追加証書（紛失の場合は紛失届） □ 加入者の口座のわかるもの（弔慰金振込先）	障がい福祉課　給付係 ☎ 055-934-4829

【年金受給者が亡くなられた場合】

手続き　年金受給者死亡届の提出

手続き詳細	期　限
扶養共済年金受給者が亡くなられた場合、年金の支給が終了します。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 年金受給者死亡届 □ 年金受給者の消除された住民票の写し（原本）（他県在住者のみ）	障がい福祉課　給付係 ☎ 055-934-4829

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き　受給者死亡届の提出（別の保護者が新たに支給を受けるためには、支給認定の手続き）

手続き詳細	期　限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、受給資格が喪失となります。受給者死亡の届けが必要です。 別の保護者が新たに支給を受けるためには、支給認定の手続きが必要になります。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 手当証書 □ 受給者死亡届	障がい福祉課　給付係 ☎ 055-934-4829

13. 障がいに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【児童が亡くなられた場合】

手続き 資格喪失届または額改定届の提出

手続き詳細	期　限
手当の対象である障がいのある児童が亡くなられた場合、資格喪失届または額改定の手続きが必要です。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 手当証書 □ 資格喪失届または額改定届	障がい福祉課　給付係 ☎ 055-934-4829

障害児福祉手当を受給していた

手続き 資格喪失届の提出

手続き詳細	期　限
障害児福祉手当を受給している方が亡くなられた場合、資格喪失の届けや未支給の手当を振り込む口座を指定する必要があります。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 資格喪失届 □ 相続人代表者の届出書 □ 相続人代表者の口座のわかるもの □ 口座振込申出書	障がい福祉課　給付係 ☎ 055-934-4829

特別障害者手当を受給していた

手続き　資格喪失届の提出

手続き詳細	期　限
特別障害者手当を受給している方が亡くなられた場合、資格喪失の届けや未支給の手当を振り込む口座を指定する必要があります。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 資格喪失届 □ 相続人代表者の届出書 □ 相続人代表者の口座のわかるもの □ 口座振込申出書	障がい福祉課　給付係 ☎ 055-934-4829

重度障害者（児）医療費助成を受けていた

手続き　受給者証の返却

手続き詳細	期　限
重度障害者（児）医療費助成金を受給している方が亡くなられた場合、受給者証の返却とともに資格喪失の届けや未支給の助成金を振り込む口座を指定する必要があります。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 受給者証 □ 資格喪失届 □ 相続人代表者の届出書 □ 相続人代表者の口座のわかるもの □ 口座振込申出書	障がい福祉課　給付係 ☎ 055-934-4829

13. 障がいに関する手続き

精神障害者医療費助成を受けていた

手続き 未支給助成金の振込口座の指定

手続き詳細	期　限
精神障害者医療費助成を受けている方が亡くなられた場合、その方に未支給の助成金がある時には、未支給の助成金を振り込む口座を指定する必要があります。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 振込口座のわかるもの □ 口座振込申出書	障がい福祉課 給付係 ☎ 055-934-4829

重度障害者タクシー利用券を使っていた

手続き タクシー券の返却

手続き詳細	期　限
重度障害者タクシー利用券をお持ちの方が亡くなられた場合、未使用のタクシー券の返却をお願いします。	なし
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ タクシー券（未使用分） □ 沼津市重度障害者タクシー利用料金助成資格喪失届	障がい福祉課 給付係 ☎ 055-934-4829

MEMO

ストーマ装具・紙おむつの給付を受けていた

手続き 未使用の給付券の返却

手続き詳細	期　限
ストーマ装具・紙おむつの給付を受けていた方が亡くなられた場合、未使用の給付券がありましたら、返却をお願いします。	なし
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	問い合わせ先
□ 未使用の給付券	障がい福祉課　給付係 ☎ 055-934-4829

有料道路料金の障がい者割引を登録していた

手続き ＥＴＣ利用登録の削除

手続き詳細	期　限
有料道路料金の障がい者割引を受けている方で、ＥＴＣの利用登録もしている方が亡くなられた場合、登録センターへ削除依頼をする必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	問い合わせ先
□ ＥＴＣ利用登録削除依頼書	障がい福祉課　給付係 ☎ 055-934-4829

各種障がい福祉サービスを利用していた

手続き 各種サービス受給者証等の返却

手続き詳細	期　限
障がい福祉サービスを受けている方が亡くなられた場合、各種サービスの受給者証等を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご家族、親族等
必要なもの	問い合わせ先
□ 受給者証	障がい福祉課　支援係 ☎ 055-934-4830

14．子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 未支払児童手当の請求

手続き詳細	期　限
児童手当受給者が亡くなられたときには、未支払い分の手当を児童名義の口座に振り込みます。	死亡後 2 年以内
	手続き可能な人
	配偶者・養育者・児童
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 児童手当対象児童のうち、年長者の預金通帳またはキャッシュカード ※申請時に児童名義の口座がない場合は、後日提出でも構いません。	こども未来創造課 こども手当係 ☎ 055-934-4827

手続き 新規認定の請求

手続き詳細	期　限
児童手当受給者が亡くなられたときには、児童を養育する方（配偶者等）が新たに児童手当を受給するための手続きが必要です。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	配偶者等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 請求者の名義の預金通帳またはキャッシュカード ※請求者の公金受取口座を利用する場合は不要です。 □ 請求者本人の健康保険情報を確認できる書類※（共済組合加入者のみ必要） ※下記のいずれか 1 点 ①健康保険証 ②健康保険の保険者が発行した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」 ③マイナポータルの保険情報が確認できる画面 □手続きをする方の本人確認書類（運転免許証等） □請求者のマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等） ※請求者が公務員の場合は、職場での手続きが必要です。 書類が足りない場合は、後日提出でも構いません。	こども未来創造課 こども手当係 ☎ 055-934-4827

児童扶養手当を受給していた

手続き　受給者死亡届等提出

手続き詳細

児童扶養手当受給者が亡くなられたときは、受給資格者死亡届及び資格喪失届の提出並びに未支払いの手当の請求が必要です。

児童扶養手当の対象児童が亡くなられたときは、受給資格が喪失または手当額が減額となりますので、手続きが必要です。

期　限

【受給資格者死亡届・資格喪失届等】

死亡後 14 日以内

【未支払児童扶養手当の請求】

当該支払期日から 2 年以内

手続き可能な人

【受給資格者死亡届】

同居の親族、その他の同居者、家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人、同居の親族以外の親族

【資格喪失届等】

児童又は受給者

【未支払児童扶養手当の請求】

児童

必要なもの

【受給資格者死亡届・資格喪失届等】

□ 児童扶養手当証書

【未支払児童扶養手当の請求】

□ 児童扶養手当対象児童のうち、年長者の預金通帳またはキャッシュカード

□ 児童扶養手当証書

※上記ほか必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります。

問い合わせ先

こども未来創造課

こども手当係

☎ 055-934-4868

14．子どもに関する手続き

こども医療費助成を受けていた

手続き　・こども医療費受給者証の返却
・こども医療費受給者証の記載事項変更

手続き詳細

こども医療費助成を受けていた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返却または破棄してください。

受給者証に記載されている保護者の方が亡くなられたときは、手続きが必要です。

必要なもの

【こども医療費受給者証の記載事項変更】

□ 児童の健康保険情報を確認できる書類 ※

※下記のいずれか１点

①健康保険証

②健康保険の保険者が発行した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」

③マイナポータルの保険情報が確認できる画面

□ こども医療費受給者証

期　限

できるだけすみやかに

手続き可能な人

保護者又は児童

問い合わせ先

こども未来創造課
こども手当係
☎ 055-934-4868

ひとり親家庭等医療費助成を受けていた

手続き　・未支払医療費の請求　・資格喪失届

手続き詳細

ひとり親家庭等医療費助成を受ける母又は父が亡くなられたときは、未支払い分の医療費を児童名義の口座に振り込むための手続きが必要です。

また、ひとり親家庭等医療費助成を受ける母、父または児童が亡くなられたことにより、助成対象でなくなる場合は、資格喪失届の提出が必要です。

必要なもの

【未支払医療費の請求】

□ 対象児童のうち年長者の名義の金融機関の通帳又はキャッシュカード

□ ひとり親家庭等医療費助成受給者証

【資格喪失届】

□ ひとり親家庭等医療費助成受給者証

※上記ほか必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります。

期　限

【未支払医療費の請求】
診療月の翌月から
1年以内

手続き可能な人

親族・同居者・後見人等

問い合わせ先

こども未来創造課
こども手当係
☎ 055-934-4868

15. 上下水道の手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 ※電話手続き可	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
なし （水道番号がわかるものがある方はご持参ください。）	水道サービス課 料金係 ☎ 055-934-4853

上下水道料金の支払いをしていた

手続き 支払者の変更手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が支払いをしていた場合、振替口座や納付書の送付先住所等の変更が必要になります。 ※電話手続き可　口座振替依頼書は郵送いたします。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
	親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
□ 口座振替依頼書（口座変更希望の場合のみ） ※窓口にお越しになる方は、通帳と届出印をご持参ください。その場でお手続きが可能となります。	水道サービス課 料金係 ☎ 055-934-4853

土地の所有者であった

手続き 給水装置所有者の変更手続き

手続き詳細	期　限
給水配管や元栓等、給水装置の所有者を変更する手続きが必要となります。給水装置所有者変更届の提出をお願いいたします。 なお、給水装置所有者変更届については沼津市役所ホームページで印刷いただくか、お電話いただければ郵送いたします。	相続人が決まり次第、書類のご提出をお願いします。
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 給水装置所有者変更届	水道サービス課 給排水サービス係 ☎ 055-934-4856

16. その他の手続き

浄化槽を使用していた

手続き 休止届、廃止届、浄化槽管理者変更報告書の提出

手続き詳細

亡くなられた方が合併処理浄化槽または単独処理浄化槽を使用し、今後使用しない場合には浄化槽の休止届もしくは廃止届を、また亡くなられた方が浄化槽管理者で、引き続き浄化槽を使用する場合には浄化槽管理者変更報告書を提出してください。

期　限

使用しなくなってから、または管理者が変更してから30日以内

手続き可能な人

相続される方

必要なもの

□ 休止届
□ 廃止届
□ 浄化槽管理者変更報告書

問い合わせ先

クリーンセンター管理課
☎ 055-933-0711

家財整理をしたい

手続き 清掃プラント（クリーンセンター）へのごみの搬入

手続き詳細

清掃プラント（クリーンセンター）へごみを直接持ち込む際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、清掃プラント（クリーンセンター）の受付職員に提示してください。

※一部清掃プラント（クリーンセンター）で処分できない物があります。

※ごみの発生場所（住所）が沼津市外の場合は搬入できません。

期　限

なし
（搬入日当日にお持ちください）

手続き可能な人

基本的にご親族の方

必要なもの

□ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類
（直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）

問い合わせ先

クリーンセンター管理課
☎ 055-933-0711

市営墓地の使用者であった

手続き　市営墓地使用者の承継手続き

手続き詳細

市営墓地の使用者が亡くなられた場合、使用権の承継手続きが必要となります。

※詳細はお問い合わせください。

期　限

できるだけすみやかに

手続き可能な人

墓地使用権承継者

必要なもの

- □ 墓地使用権承継承認申請書
- □ 墓地使用許可証
- □ 戸籍謄本等の承継者と被承継者との関係がわかるもの

問い合わせ先

市民課　管理係

☎ 055-934-4720

相続について相談をしたい

手続き　司法書士・弁護士等による無料相談

手続き詳細

相続について、司法書士・弁護士等の士業と対面で相談が行えます。

法　律　相　談	毎月第１・第３（水）	13:00 ～ 16:00
多重債務相談	毎週（金）	13:00 ～ 17:00
司法書士相談	毎月第３（火）〔８月は休み〕	13:00 ～ 16:00
不動産取引相談	毎月第１（木）〔１月・５月は休み〕	13:00 ～ 16:00
測量・登記相談	毎月第２（木）	13:00 ～ 16:00
労働・年金相談	労働　毎月第２（火） 年金　毎月第４（火）	13:00 ～ 16:00

※事前予約制のため、詳細はお問い合わせください。

期　限

できるだけすみやかに

手続き可能な人

沼津市在住の方

必要なもの

- □ 相談したい内容に関係する資料

問い合わせ先

生活安心課

市民相談センター

☎ 055-934-4700

16.その他の手続き

相続人の調査・確定をしたい

手続き 亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍の請求

手続き詳細

相続人を確定するためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍が必要となります。

期　限

なし

必要なもの

亡くなられた方が、出生から死亡するまでの間、どの市区町村に本籍を定めていたかにより、請求方法などが異なります。

【沼津市の戸籍を請求する場合】
・請求書の本人確認書類
※代理人が請求する場合は、＜手続き可能な人＞からの委任状が必要です。

【他市区町村の戸籍を請求する場合（広域交付）】
・請求者の本人確認書類（官公署が発行する顔写真付きの身分証明書に限る）
※＜手続き可能な人＞が直接窓口にお越しください。代理人による代理請求や、郵送請求などはできません。
※発行には、非常に時間がかかります。状況によっては、長時間お待たせする場合や、発行できない場合があります。

◎法務省からの通達等により、取り扱いが一部変更になる場合があります。詳細はお問い合わせください。

手続き可能な人

・配偶者
・父母や祖父母などの直系尊属
・子や孫などの直系卑属

問い合わせ先

市民課　証明係
☎ 055-934-4723

【取り扱い窓口】
市民課　及び
各市民窓口事務所

道路を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細

占用許可を廃止する場合は返地届の提出を、名義の変更をする場合は権利及び義務承継手続きを行ってください。
※詳細は事前にお問い合わせください。

期　限

できるだけすみやかに

必要なもの

【道路占用の廃止】
□ 返地届
□ 占用箇所の写真（占用物撤去前・後）

【名義の変更】
□ 道路占用の権利及び義務承継届
□ 占用許可書の写し

手続き可能な人

どなたでも可

問い合わせ先

道路管理課　管理係
☎ 055-934-4788

河川用地または水路用地を占用していた

手続き　占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細

占用許可を廃止する場合は河川占用廃止届の提出を、名義を変更する場合は権利及び義務継承手続きを行ってください。
添付書類として、占用許可書の写し等が必要です。

期　限

できるだけすみやかに

手続き可能な人

どなたでも可

必要なもの

【河川占用許可の廃止】

□ 河川占用廃止届

【名義の変更】

□ 河川占用の権利及び義務継承届

※詳細は事前にお問い合わせください。

問い合わせ先

河川課　管理係

☎ 055-934-4786

農地を所有していた

手続き　農地の相続手続き

手続き詳細

相続等により農地の権利を取得した場合には、その農地の所在する農業委員会への届出が必要です。

届出により、相続等の農地法の許可を要しない権利取得について、その所在を農業委員会が把握できるようになります。

届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料を科せられる場合があります。

期　限

相続発生からおおむね10ヵ月以内

手続き可能な人

相続等により農地の権利を取得した人

必要なもの

□ 登記事項証明書や遺産分割協議書など、土地の権利を取得したことが分かる書類

問い合わせ先

農業委員会事務局

☎ 055-934-4757

16.その他の手続き

森林を所有していた

手続き 森林の相続手続き

手続き詳細	期　限
平成23年4月に森林法が改正され、平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった方は、市町長への届出が義務付けられました。	所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人
	個人、法人を問わず、売買や相続等によって森林の土地を新たに取得した人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 登記事項証明書や遺産分割協議書など、土地の権利を取得したことが分かる書類	農林農地課　農林振興係 ☎ 055-934-4751

漁港施設を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期　限
占用許可を廃止する場合は占用許可に係る廃止届書を、名義を変更する場合は権利義務承継届書をご提出ください。 添付書類として、占用許可書の写し等が必要です。	できるだけすみやかに
	手続き可能な人
【漁港占用許可の廃止】 □ 占用許可に係る行為の廃止届書 【名義変更】 □ 権利義務承継届書 ※詳細は事前にお問い合わせください。	どなたでも可
	問い合わせ先
	水産海浜課　水産海浜係 ☎ 055-934-4753

市営住宅に入居していた

手続き　同居者異動報告、入居承継又は退去の手続き

手続き詳細

それぞれの場合に応じて、必要な手続きが異なります。詳細は住宅政策課にお問い合わせ下さい。

① 亡くなられた方が入居名義人以外の方の場合：
同居者異動報告の手続き

② 亡くなられた方が入居名義人で同居者がおり、かつ入居承継の要件を満たす場合：
入居承継の手続き

③ ①と②のいずれにも該当しない場合：
退去の手続き

※県営住宅に入居していた場合は、静岡県住宅供給公社（055-920-2271）までお問い合わせください。

期　限

お亡くなりになられてから
1カ月以内にご連絡ください。

手続き可能な人

①同居者異動報告書
入居名義人

②入居承継
新名義人

③退去
どなたでも可
（相続人代表者の届出書は、相続権を有している方）

必要なもの

いずれも詳細は住宅政策課までお問い合わせください。

①同居者異動報告
□ 死亡届等亡くなられたことが分かるものの写し　ほか

②入居承継
□ 印鑑登録証明書
□ 前年度納税証明書
□ 戸籍謄本
□ 住民票　ほか

③退去
□ 死亡届等亡くなられたことが分かるものの写し　ほか

問い合わせ先

住宅政策課　市営住宅係
☎ 055-934-4792

17. 国・県等への手続き

1. 相続登記の申請

令和６年４月１日から相続登記が義務化されました。詳しくは法務局にお問い合わせください。
【問い合わせ先】　静岡地方法務局　沼津支局　☎ 055-923-1201

2. 所得税・相続税等の申告（死亡した年の収入の申告が必要な場合があります）

【問い合わせ先】　沼津税務署　☎ 055-922-1560

3. 県税関係

【問い合わせ先】　静岡県沼津財務事務所　☎ 055-920-2013

4. 運転免許証の返納

【問い合わせ先】　沼津警察署　☎ 055-952-0110

5. 軽自動車の名義変更・廃車等

【問い合わせ先】　軽自動車検査協会静岡事務所沼津支所（四輪 三輪を含む）
☎ 050-3816-1778

6. 普通自動車・二輪車（126cc を超えるもの）の名義変更または廃車等

【問い合わせ先】　中部運輸局静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所　☎ 050-5540-2051

7. 県営住宅に入居中の方

【問い合わせ先】　静岡県住宅供給公社東部支所　☎ 055-920-2271

8. 雇用保険（失業保険）受給中の方

【問い合わせ先】　ハローワーク沼津　☎ 055-931-0145

9．特定疾患医療費補助・受給者証返却

【問い合わせ先】　静岡県東部健康福祉センター　☎ 055-920-2082

18. 官公庁以外の手続き

社会保険・共済組合等

【問い合わせ先】　勤務先の保険担当など

銀行口座の解約・預金の手続き等

【問い合わせ先】　金融機関

クレジットカードの退会

【問い合わせ先】　クレジット会社

生命保険の請求

【問い合わせ先】　加入している生命保険会社

公共料金（電気・ガス・浄化槽・NHK 受信料等）の精算・名義変更）

【問い合わせ先】　領収書等に記載されている会社など

携帯電話の解約

【問い合わせ先】　契約している携帯電話会社

固定電話の名義変更

【問い合わせ先】　契約している電話会社

お墓などの手続き

【問い合わせ先】　お墓を管理している事務所（寺院・公益法人等）

※なお、本パンフレットに掲載していない手続きや相談等もございますので、予めご了承ください。

発　　行　　沼津市役所
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発　行　年　　2025 年 3 月